



2023 年 5 月 25 日

「人権方針」の制定について

株式会社ひろぎんホールディングス（社長 部谷 俊雄）では、人権尊重に関する取組みを促進するため、「人権方針」を制定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景と目的

当社グループでは、「〈ひろぎんグループ〉SDGs 宣言」において、マテリアリティ（優先的取組事項）の一つに「人権」を掲げ、すべての人々の人権を尊重するとともに、社会および個人の多様性を踏まえ、誰もが働きがいをもって仕事に取組み、充実した生活を送ることができる社会づくりへの取組みを進めることとしております。

近年、人権課題の多様化により、企業活動における人権尊重の重要性が国内外で高まっていることから、このたび「人権方針」を新たに制定し、当社グループのサステナビリティ経営における重要要素の1つである人権尊重についての取組促進を図っていくものです。

2. 概要（詳細は別紙のとおり）

〈ひろぎんホールディングス人権方針〉

当社グループは、お客さま、当社グループ従事者をはじめとする様々なステークホルダーの人権を尊重し、誰もが働きがいをもって仕事に取組み、充実した生活を送ることができる社会づくりに貢献してまいります。

また、お客さま（投融資先含む）やサプライヤー（調達・委託先）の企業活動が人権に与える負の影響に関心を持ち、人権尊重の取組みを進めてまいります。

以 上



当社グループでは、SDGs への取組みを強化しており、関連するニュースリリースに「SDGs 17 の目標アイコン」を明示しています。

【SDGs（Sustainable Development Goals）持続可能な開発目標】
2015 年 9 月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての 2030 年までの世界共通目標。
持続可能な開発のための 17 の目標と 169 のターゲットで構成。

本件に関するお問い合わせ先
株式会社ひろぎんホールディングス
経営企画部 経営企画グループ 企画室
TEL (082) 245-5151（代表）

ひろぎんホールディングス 人権方針

当社グループは、お客さま、当社グループ従事者をはじめとする様々なステークホルダーの人権を尊重し、誰もが働きがいをもって仕事に取組み、充実した生活を送ることができる社会づくりに貢献してまいります。

また、お客さま（投融資先含む）やサプライヤー（調達・委託先）の企業活動が人権に与える負の影響に関心を持ち、人権尊重の取組みを進めてまいります。

1. 国際規範の尊重

当社グループは、「世界人権宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際規範を尊重します。

2. 差別の排除

当社グループは、あらゆる差別の解消に取組み、人種、性別、国籍、信条、宗教、出身、社会的身分、障がいの有無、性的志向、性自認、身体的特徴などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

3. 人権を尊重する企業風土の醸成

当社グループは、あらゆる人権問題を自分自身の問題としてとらえ、相手の立場にたって物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

4. 働きやすい職場環境の確立

当社グループは、当社グループ従事者がお互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築することで、働きやすい職場環境を確立します。

5. 公正な採用の実施

当社グループは、従事者の採用にあたって、本人の人格、能力を基準とした厳正かつ公平な採用を行います。

6. 人権研修の実施

当社グループは、あらゆる人権課題の解決に向け、従事者一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、幅広い人権研修を実施します。

7. お客さまに対する対応

当社グループは、お客さまの人権を尊重し、商品・サービスの提供にあたり差別的な扱いのないよう努めます。

また、お客さまとともに人権課題の解決に努め、人権を尊重し、侵害しないことを求めています。提供する商品・サービスが人権侵害に結びついている場合には、当社グループとして適切に対応し、お客さまに対しても適切な対応をとるよう働きかけていきます。

8. サプライヤーに対する対応

当社グループは、サプライヤーに対しても、人権を尊重し、侵害しないことを求めています。サプライヤーが人権に対して負の影響を及ぼしている場合には、当社グループとして適切に対応し、サプライヤーに対して適切な対応をとるよう働きかけていきます。

9. 救済措置等

当社グループは、当社グループの従事者や提供する商品・サービスが人権に関する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切に対応し、その救済に取組みます。また、従事者に対しては、差別やハラスメント等の人権侵害に対する内部通報窓口を設けており、匿名での相談にも適切に対応を行い、その救済に取組みます。

10. 管理体制

当社グループは、グループサステナビリティ推進委員会・グループ人権問題啓発推進委員会などにおいて人権尊重に関する取組み状況の報告を行い、取組みの向上・改善に努めます。

11. 情報開示と対話

当社グループは、人権尊重に関する情報の開示とステークホルダーとの対話・協議を通じ、取組みの向上・改善に努めます。